

## 慶應義塾大学研究特区制度規程

2024年7月30日制定

### (趣旨)

第1条 慶應義塾大学は、学術研究の促進を図る施策を全学に先駆けて導入し、その弾力的運用を図ることで得られた成果・効果を学内へ展開することにより、慶應義塾大学の研究力強化と国際社会の発展へのさらなる貢献を牽引することを目的として、研究特区制度を設ける。

### (定義)

第2条 この規程において、研究特区とは、前項に定める目的を達成するために指定された、先端的研究に特化したキャンパス（タウンキャンパスを含む。）または部門をいう。

### (研究特区の指定等)

第3条 ① 研究特区の指定および指定の解除は、塾長が行う。

② 前項の定めに基づき、次のとおり研究特区を指定する。

- 1 大学新川崎タウンキャンパス・大学新川崎先端研究教育連携スクエア
- 2 大学鶴岡タウンキャンパス・大学鶴岡先端研究教育連携スクエア
- 3 大学殿町タウンキャンパス・大学殿町先端研究教育連携スクエア
- 4 大学グローバルリサーチインスティテュート
- 5 大学ヒト生物学—微生物叢—量子計算研究センター

### (施策)

第4条 第1条に定める施策は、当該施策を実施する研究特区において、または研究特区を対象として当該施策を実施する部門等において、それぞれ内規等で定める。なお、施策の策定に当たっては、既存の制度、規程、内規等との整合性に十分留意するものとする。

### (事務)

第5条 研究特区制度に関する事務は、学術研究支援部が行う。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て塾長が決定する。

### 附 則 (2024年7月30日)

- ① この規程は、2024年7月30日から施行する。
- ② この規程の制定日より前に制定された「特区」に関する内規等であって、研究に関する次のものは、この規程に基づき制定されたものとみなす。すなわち、次の内規等という「特

区」は研究特区を指す。

- 1 慶應義塾大学先端研究教育連携スクエア等の特区における特任教員雇用に関する内規（2020年9月18日制定）
- 2 特区特任教員の人件費を外部研究資金の直接経費から支出することに関する取扱規則（2020年12月22日制定）
- 3 大学ヒト生物学 - 微生物叢 - 量子計算研究センターにおける間接経費の取扱いに関する申し合わせ（2024年3月6日研究担当常任理事制定）
- 4 大学世界トップレベル研究拠点（特区）における特任教員雇用に関する内規（2024年3月8日制定）